

中津保育所三者協議会（第4回）会議録

1 日 時

平成27年2月7日（土） 午前9時00分から

2 場 所

中津保育所

3 出席者

- ・中津保育所保護者 13人
- ・社会福祉法人 天王福社会
鹿島理事 他2人
- ・保育幼稚園課
中井課長・小西参事・北川副主幹、佐竹所長

3 案件

- (1) 合同保の実施状況について
- (2) その他

4 発言要旨

- (市) それでは皆さま、改めまして、おはようございます。
本日は公私お忙しい中、三者協議会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。
それでは、早速ではございますけれども、これより第4回中津保育所の三者協議会を開催させていただきたいと思っております。
これより議事進行については、三者協議会の議長であります中井保育幼稚園課長にお願いしたいと思います。
よろしく申し上げます。
- (市) おはようございます。
それでは、早速ではございますけれども、会議次第に従いまして

進めさせていただきまます。

合同保育が始まりまして、ちょうど1か月、それから1月24日に一定のご報告はさせていただいておりますけれども、そこから、また、2週間程度たっておりますので、現在の状況について、ご報告をさせていただきたいというふうに考えております。

まずは、佐竹所長からご報告をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(所 長) おはようございます。

課長から2週間たっていますと言われたのですが、2週間しかたっていないので、そんなにどうこう変化するという事もないのですが、今月の初めから天王さんの職員の皆さんが変則勤務に入ってくださいましたので、早朝からラストまで交代で入っています。

今まで、9時から5時までの間でしか、お会いできなかった保護者の方とも、ちょっと顔合わせができるかなというところで、職員の皆さんが、何回もやる訳ではないですけれども、大体2回ずつくらい、早番とラストと、あとの中間の勤務をされますので、また、2月、3月の中で保護者の皆さんとの接触というところはしてもらえかなと思います。

子どもたちとも、居残りの中での過ごし方、また、日中とは違いますので、その流れでずっときていますので、子どもたちは、慣れていきますし、雰囲気も先月の三者協議会でもお話させていただきましたように、本当に自然な感じで、保育の中に入ってきていただいていますので、先日、昨日、一昨日とごっこ遊びの行事がありました、そういった行事も見いただいています。

子どもたちの遊び方とか、私たちがどういうふうに取り組んできたかというところも、日頃から、ちょっとお話もさせていただいていますので、徐々に伝えていっていますので、よろしく願いいたします。

以上です。

(市) ありがとうございます。

次は、重複する部分もあるかも知れませんが、法人さんから今の補足であったり、また、留意されている点などがありましたらご報告いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(法 人) おはようございます。一ノ瀬です。

今、佐竹所長からお話いただきました状況です。

2月、今、ありましたように、大体1人、週に2回は、変則勤務に

入らせていただいています、今までと違った保育内容についての引き継ぎも、新たに、少しずつですが、覚えていっている状態です。

3月につきましても、こういう形で少しずつ、また、回数等も増やして、4月からスムーズに移行できるように、努めたいというふうに考えております。

子どもたちとの関係も、徐々に、関係づくりも出来ているのではないかなというふうに思っております。

1月は、固定のクラスで、決められたクラスに入らせていただいていたのですが、変則勤務等も始まりましたので、2月に入りましたら、他の学年のクラスにも入らせていただいて、担当しているクラス以外のことも、少しずつですが、分かるようにしていけたらなというふうには考えておりますので、また、よろしく願います。以上です。

(市) ありがとうございます。

ただ今、合同保育の現状につきまして、市の方からと、それから法人さまの方から、報告をそれぞれいただきました。

この件につきまして、何か、ご質問なり、ご意見等がございましたら承りたいと思っておりますがいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(保護者) 特になし。

(市) それでは、次に進めさせていただきたいと思えます。

次は、「その他」ということとなります。

前回の三者協議会におきまして、ご報告・ご提案をさせていただきました「提出書類や変更点の内容について」ということで、1月29日付で、全ての保護者の方に対して周知させていただきました。ご意見等がございましたら提出をお願いしてきたところですので、そちらの報告を市からさせていただきたいと思えますので、よろしく願います。

(市) 昨日なのですけれども、1件、ご意見をいただきました。

その内容というのが、これまで、そういう設問(緊急時の輸血について)を追加されるときには、どのような対応をされてきたのかという、連絡カードのことです。

そこで、どのようにこれまで変更について通知をされてきたのかということなのですが、保護者の方にご説明をさせていただいたり、今回は、全戸配付ということで、こういう様式が変わりますということで、お知らせをさせていただいております。

その周知と、前回も天王さんのほうからも少しご説明がありましたけども、そういう変更の部分については、その都度、お知らせをさせていただくような形になりますし、ご質問等があれば、適切に対応していただくという方法をとらせていただきますので、そういう形で、今後も対応していきたいというのが1点と、それと輸血のところ、連絡が付くまでは、輸血をしないでくださいという項目があります。

そういう項目に対して、連絡緊急時なので、連絡が付かなかった場合は、全く輸血をしないのかと、ちょっと選択肢が3つだと選ぶにくいというような内容のご意見が出ております。

この項目は、緊急性というところで、本当にお医者さんが判断された、万が一そういうことがあった場合にとのことの設問になっております。

そんなことは、あってはならないというふうに、もちろん考えておりますので、そういうことがあった場合に、お医者さんがそういうご判断をされたときに、保護者の方は、それに同意していただけますかというようなご判断です。

ですので、ちょっと個別に、法人さんには、対応をお願いしますということでお願いしていますので、少し、そのあたりについては個別にも対応させていただきますし、やはり、お医者様が輸血が必要だということになった場合に、宗教的なこともあったりして、できないとかいうこともあると思いますので、そういうところをしっかりと確認させていただく項目ということで、ご理解をいただければなというふうに考えております。

もちろん、その事故があった場合とかいうのは、必ず、保護者の方に連絡をするようには、対応させていただくような形でお願いしていますので、一応、これまでも、そのような形でお医者さんにかかるときには、どこのお医者さんというようなことも、公立のときもさせていただいてましたし、そういうことは、しっかりと引き継いでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

それと同意書なのですけれども、同意書の内容の新旧ということで、同意書は、確か、新たにということだったというふうにお願いをさせていただいていた分だと思います。

同意できない場合には、どういうふうになりますかというような内容ですので、そこにつきましても、少しご意見をいただいた保護

者の方とお話をさせていただいて、個別に対応させていただきたいなというふうに考えております。

そこは、しっかりと、本当に、もし、そういうご不安をお持ちの保護者の方がいらっしゃいましたら、個別に対応させていただきたいと思いますので、法人さんのほうにも、しっかりと、その旨をお伝えしておりますので、よろしく申し上げます。

それと、もう1つが、ゆうちょ銀行の口座の開設ということでお願いをさせていただいていたと思います。

ちょっと、その生活圏内というか、その近くに、ゆうちょ銀行がなくて、作るのが難しいというようなご意見をいただいております。

この件につきましても、ご説明も、そのときにさせていただいたと思うのですが、これまで口座振替をさせていただいていた方については、そこからの引き落としというのは、できなくなりますので、お手数をお掛けするのですが、ゆうちょ銀行のほうに切りかえていただくか、もしくは、現金での徴収というふうな形でお願いをさせていただくこととなります。

これにつきましても、個々に、保護者の皆さまへのご配慮をお願いしますということで、法人さんには、お願いをしております。

お知らせをさせていただいたときにも、事情がある場合は、一ノ瀬先生のほうに、ご相談くださいということで、一文記載をさせていただいていたと思います。

しっかりと、その辺も、法人さんのほうには、お伝えしております。

その件につきましても、併せて、個別に対応していただけるということですので、ご報告をさせていただきたいと思います。

以上です。

もう1つすみません。申し訳ないです、漏れていました。

入園のしおりへの追加ということで、内容不明の項目もあって、追加させていただくと言われても、その内容が分からないので言うことで、少し困りますというような回答をいただいておりますので、先ほども言いましたように、個別の項目については、その都度、ご説明が必要なものもあると思いますので、その辺は、しっかりとご説明させていただきながら、また、ご不明な点、ご不安になられた点などについては、直接、お問い合わせしていただいても結構ですし、その都度、しっかりと適切な対応に努めたいというように考えておりますので、よろしく申し上げます。

ちょっと聞きにくいなとかいうことがありましたら、所長にでも

結構ですし、僕でも結構ですので、少し困っているよということがあるのだったら、こちらに顔を出してくれということだったら、いつでも来ますので、言っていただいたらと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

(市) それでは、この件につきまして、今の内容と提出書類の変更をお願いしているもの、新たに、これをお願いしますということで幾つか、ご提案させていただいている件につきまして、これは出ていないけれども、今、聞きたいというようなことがありましたら、この機会でお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(保護者) ゆうちょ銀行の件なのですが、確か 100 口座分くらい集めないといけないという話だったじゃないですか。

年度が切り替わるたびに、メンバー (100 人分) は達成しなければいけないのですよね。

(法人) そうです。

(保護者) であれば、例えばの話なのですが、保護者会とかからも、毎年、そういうので 100 は達成しないと、色々、ちょっと困ったことになるのでお願いしますというような工夫とかをさせてもらうとか、可能なものですか。

例えば、総会の中で言うとか、こういった背景があるので、できる限りご協力をお願いしますみたいなことを。

(保護者) 現金のほうがいいのか、言っておられる方というのは、何人かいるのですか。

(市) ご意見をいただいたのは、お1人です。

(法人) もう1件、ちょっと、名義人が、園児の名義ではないとだめですかというのがあったのですが、その件に関しては、今、現在、ゆうちょ銀行の通帳をお持ちであれば、郵便局に行ってもらわなくても、こちらのほうで書類をお渡ししますので、そちらのほうで、ゆうちょ銀行の銀行印を押していただいて、うちに提出していただければ、手続きができますので、わざわざ郵便局に行っていたかなくても大丈夫です。

(保護者) そうですよね。基本的には多分、引き落としの用紙みたいなのを配っていただいて、こちらは、記入して保育所に出せばという。

(法人) そうです。だから、ちょっと保護者の方で負担になる人は、今、ゆうちょ銀行で口座をお持ちでない人が、ちょっと新たに作っていただくのは、うちで作れないので、直接、ゆうちょ銀行に行ってい

ただかなければ、それだけ、ちょっと負担になりますけども。

(保護者) 保護者の会としては、別に、総会のときに、そうやってお声かけをさせていただくとか、その辺は問題はないと思うので、恐らく、多分 100 件はいくのではないかなと勝手に想像をしていたので、また、こちらで声かけをした方がいいとか、そういったことがあれば言っていたら、そこはしていくようにはしたいと思っているので。

(法 人) ありがとうございます。

今、その用紙を作って、ゆうちょ銀行の方に提出しますので、それで承認がおりれば、3月中にお配りさせていただいて、3月、4月の間に提出していただければ、5月から引き落としをさせてもらおうと思いますので、その中で100件ができればの話なのですけども。

(保護者) 分かりました。また言っていたらというところで。

(保護者) その100件で、個別の人数なのか、世帯数なのか、兄弟がいるときは。

(法 人) そうなのです。兄弟だったら1件になってしまうのです。

引き落としの依頼の件数になってしまうので、兄弟であれば合算、普通であれば、合計金額になりますので、それを、もし、ちょっと97件とかであれば、ちょっと兄弟関係を2件に依頼させてもらって100件というのはできるのですけど、できれば、合計で引き落としをかけたいので。

(保護者) 今、何世帯あるのですか。

(保護者) 100 ちょっとしかない。

(法 人) そうなのです、100 ちょっとしかないのです。

(保護者) 厳しいですね。

(法 人) ちょっと、ゆうちょ銀行のほうとは、話をさせてもらったのですが、ちょっと100件が、年間で1回でもあればいいというのは聞いていますので、だから最初のうちは90何件でも

(保護者) ああ、最終で

(法 人) そうです。どこかで1回は、100件を超えてほしいというのは、言われているのです。

(保護者) 兄弟だったら、多分、1本で引き落としになるから、2、3人いたら、そこで1つになりますよね。

(法 人) そうなのです。

(保護者) 分かりました。また、何かあったら保護者会のほうで。

(法 人) すみません、はい。

(市) ありがとうございます。

(保護者) 多分、書面をちょっと自由に書かれる方がいるとか、思いが伝わらないことがよくあると思うので、できれば、みんなで話し合っ
てこれは大事だと思ったことを、ちょっと勧めたいなど思っている
ので、是非、ご協力できるところがあれば。

(市) ありがとうございます。

(法 人) 手数料も、うちが負担というのは、全面的にちゃんと言っておか
ないと10円ですけども。

(保護者) 確か、一斉メール配信についてというご案内もしていただいで
いたかと思えます。

それ以外も、保護者会の際に、ちょっと、そちらの法人さんのほ
うとお話させていただいて、保護者会は、今まで電話連絡網という
のを、何を使うかといったら、ただ運動会が雨で流れましたという、そ
の連絡のために、毎年、ちょっと皆さんに伺っていたことがあるので
すけど、メールの一斉配信というのをしていただけるのであれば、次
年度からは、こちらは、もう電話番号とかは聞かないという形で連絡
事項があれば、保育園のほうからも流れると、運動会のことについて
も流していただける、アナウンスがあるということで、もうなしにし
ようと思っているのですが、特に、他の保護者の皆さん、保護者会と
法人さんの間では、前回、そういう話をしていたのですけれども、今
ここにいらっしゃる保護者の方で、特に、不満とかはないですかね。

ご意見とか、できたら保護者会としても、個人情報と全員の電話番
号とか、そういった連絡先を持つというのは、ちょっと名簿係の方が
すごく負担になっていらっしゃるから、この際、無くしてしまうの
が、ベストかなというふうにはこちらは思っていますので、できたら
ご理解いただけたらと思っています。

個別の配信は、できないということだったので、例えば、何か、
ちょっと会費の徴収が滞っている方とか、そういった方には、私た
ちも連絡先を持っていないという形になりますので、例えば、お手
紙をその方に入れていただくとか、あと、お電話をちょっと確認し
ていただくとか、そういった形で、ちょっとご協力をお願いしなけ
ればいけないこととか出てくるかと思うのですけれども、すみませ
んが、その時は、よろしくお願ひします。

(保護者会での対応後、園からもお声掛けしていただきたいという
主旨です。)

(法 人) はい。それは結構です。

(市) 特に、保護者の方から、今のメール、電話も同じなのですが、保護者会として、何か、連絡しないといけないということは、もう特にはありませんか。

(保護者) はい。本当に、運動会が雨でながれましたという、その連絡のみに使うというくらいなので。

ただ、毎年なのですけど、やはり、そういった電話連絡をしたくないという方とかも、今、実際いらっしゃったので、もしかしたら今後、保育所のほうにも、メール先なんか知らせたくないとおっしゃられる保護者の方とかもいらっしゃると思うので、そのときには、保護者会の連絡事項については、もう、そういったメール配信とかもできなくなりますよということを、ちょっと、是非、一言、お伝えいただけたらとは思っているのですけれども。

(市) その他に、何か、ございませんでしょうか。

今の案件でも結構ですし、これまでの案件、その他の事項でも結構ですけれどもいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(保護者) すみません、用紙はいつもらえるのですか。提出書類。そういうのって、まだ配られてないですよ。

(法 人) 三者協議を通して、アンケートのほうもとらせていただいて、皆さんのほうで、ご理解いただけましたということですので、早急に準備していくというふうには考えています。

例年の時期とそう変わらずに、お配りできるかなというふうには思っています。

(保護者) それは3月中に提出するという。

(法 人) そうですね、はい。

(保護者) 期限を3月末くらいに。

(法 人) そうですね、はい。

(保護者) すみません、ありがとうございます。

(市) 今、新しい方の入所の決定を、継続の方は、もちろん継続という形なのですが、それを決定させていただいて、各保育所のほうにこの人たちですということでお伝えをさせていただきます。

それが確定して、新しい人には、その入園の説明会とかもあつたり、継続の方については、また、この用紙の提出をお願いしますということでお渡しさせていただいて、3月中くらいにはお返しをしていただくというような形でさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(市) その他、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(保護者) 特になし。

(保護者) 以上で、本日の案件は、全て終了いたしました。

次回は3月14日(土)の開催ということで予定しております。

また、後日、保護者の方には、ご案内のほうを日程調整も含めて、
させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(保護者) すみません。3月14日の日というのは、時間は午後からでしたか、
午前でしたか。どちらだったかなと。

(市) 午前9時からです。

それでは、本日もご協力をいただきましてありがとうございます。
ました。

これにて三者協議会を終了させていただきます。

ありがとうございました。